

福島イノベーション・コースト構想の推進に係る 税の優遇制度（イノベ税制）について

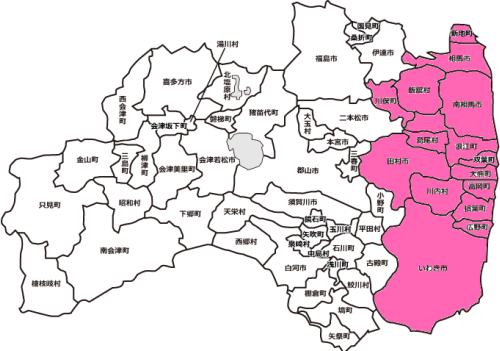
（実用化補助金採択事業者向け事務処理説明会）

令和8年7月8日
福島県企画調整部
福島イノベーション・コースト構想推進課



福島復興再生特別措置法に基づく課税の特例について

1

		風評税制 (特定事業活動振興計画)	イノベ税制 (新産業創出等推進事業促進計画)	企業立地促進税制 (企業立地促進計画)
対象地域		県内全域 	浜通り地域等15市町村のうち 新産業創出等推進事業促進区域※ 	避難解除区域 認定特定復興再生拠点区域 
対象業種		農林水産業 観光関連産業	対象事業者 ①イノベ構想重点6分野の新製品の開発等を行う者（製造業等） ②産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業を行う者（幅広い業種）	製造業、建設業、農林水産業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業、エネルギー関連産業など幅広い業種
主な 特例 措置 の内容 ・ 措置率	国税	機械等の特別償却（税額控除） ・機械装置 即時（15%） ・建物等 25%（8%） ・器具備品 即時（15%）	機械等の特別償却（税額控除） ・機械装置 ①即時（15%）②45%（14%） ・建物等 ①25%（8%）②23%（7%） ・器具備品 ①即時（15%）②－	機械等の特別償却（税額控除） ・機械装置 即時（15%） ・建物等 25%（8%）
		雇用特例 ・税額控除 10%	雇用特例 ・税額控除 ①15% ②9%	雇用特例 ・税額控除 20%
		－	開発研究用資産に係る特別償却等（①のみ）	－
地方税		事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除		
措置期限		～2028年度末	～2028年度末	避難指示解除後7年間
お問合せ先		福島県 企画調整部 風評・風化戦略室 Tel 024-521-1129 http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1070.html 	福島県 企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課 Tel024-521-7853 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innov-zeisei.ntmi 	福島県 企画調整部 企画調整課 Tel 024-521-7129 http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1065.html 



福島イノベーション・コースト構想の推進に係る 税の優遇制度（イノベ税制）について

●イノベ税制とは？

浜通り地域等15市町村の対象区域において
イノベ構想の重点6分野に係る新製品の開発等や
産業集積の活性化を図る上で中核となる事業について
設備投資、雇用、研究開発を行う場合に、課税の特例を受けることができます。

●対象となる事業

A 類型

- ▶ 重点6分野に該当する事業であって
 - ・ 新たな製品の研究開発の推進等に資する事業
 - ・ 独自に開発した技術を活用した新商品の開発等に関する事業
 - ・ 先進的な技術の活用や既存の技術の改良による新商品の開発等に関する事業

B 類型

- ▶ イノベ区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業※
※以下のいずれかに該当する取組における製品の製造・販売やサービスの提供等
 - ・ 産業の自立的・持続的発展の実現に寄与する取組
 - ・ 面的サプライチェーン・共創的コミュニティの構築に寄与する取組
 - ・ 安心して暮らせる生活環境の整備に必要な取組



イノベ税制 対象事業のイメージ

3

- イノベ構想の**重点分野に係る新製品の開発等**や、**産業集積の活性化を図る上で中核となる事業**が対象。
- 認定計画に基づき**建物・機械等の取得**や**避難対象者等を雇用**した場合などに課税の特例を受けることができる。

A 類型 イノベ構想の重点分野に係る新製品の開発等



廃炉

- 廃炉に用いる設備や部材の開発
- 廃炉に資する遠隔ロボットの開発



ロボット・ドローン

- 廃炉・除染ロボットの開発
- ロボットを用いた新サービスの開発
- ロボット・ドローンに関連した新たな部品の製造・供給



株式会社東北エンタープライズ



エネルギー・環境・リサイクル

- 風力発電設備のメンテナンス技術の開発
- 水素製造コスト低減に向けた研究開発
- 環境・リサイクル技術の実用化開発



農林水産業

- ICTやロボット技術等を活用した超省力・大規模生産方式の導入や市場競争力のある新商品の開発



医療関連

- 医療・介護従事者の負担を軽減するアシストスーツ等、新たな医療福祉器具の開発・実証や製品の事業化



航空宇宙

- ロボット等の活用による航空機部品の組立・製造の取組
- 航空宇宙機器の開発・実証
- 宇宙探査に利活用できる製品等の開発



インターステラテクノロジズ株式会社

B 類型 イノベ区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業

NEW!

要件

以下のいずれかに該当する取組における
製品の製造・販売やサービスの提供等

- 産業の自立的・持続的発展の実現に寄与する取組
- 面的サプライチェーン・共創的コミュニティの構築に寄与する取組
- 安心して暮らせる生活環境の整備に必要な取組

- 廃炉に資する**設備や部材の製造**や**点検等の事業**
- ロボットやドローンの量産化に資する**設備や部材の供給**
- 運送業等における**水素の活用**を行う事業
- CTや放射線治療装置などの医療関係機器の**製造に必要な部品の製造**
- ICTやロボット技術を活用しイノベ区域内において生産された**農作物の販売・加工**
- ロケットや空飛ぶクルマの研究開発に必要な部品等や開発された製品を製造する**工場の建設、施設の維持・管理**
- 面的なサプライチェーンの構築に必要な**交通、物流等の事業**
- 居住・滞在拠点となる**宿泊施設・飲食施設・商業施設などの整備、運営**に関する事業
- 安心して暮らせる生活環境に必要な**医療・福祉、教育・子育て等**に関する事業





イノベ税制の活用事例 (A類型)

4

- A類型では、イノベ構想の実現を通じた**自立的・持続的な産業発展**を目指し、**重点6分野**（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）**に関連する業種が対象**。
- 認定計画に基づき**建物・機械等の取得**や**避難対象者等を雇用**した場合などに課税の特例を受けることができる。



ロボット・ドローン

四足型歩行ロボットによる計測サービス事業（いわき市）

廃炉作業に従事する企業に対し、四足型歩行遠隔操作ロボットに顧客の要望に応じた計測機器を搭載。



株式会社東北エンタープライズ



医療関連

メッセンジャーRNA医薬品の受託開発製造事業（南相馬市）

mRNA医薬品に関する最新鋭の製造・品質管理技術を導入。世界の製薬企業向けにビジネスを展開。



株式会社ARCALIS



航空宇宙

航空機の射出座席の整備事業（田村市）

射出座席の維持整備を行う工場を建設し、パイロットの負傷率低減など、安全性の向上を図る。



藤倉航装株式会社



農林水産業

RAS技術を活用したベニザケ養殖事業（浪江町）

先進的な閉鎖循環式陸上養殖 (RAS) 技術とICT技術を導入し、生食可能なベニマスを生産。



株式会社いちい



航空宇宙

小型人工衛星打上げロケットの開発、製造（南相馬市）

小型人工衛星打上げロケットZEROの製造体制強化に向けて東北支社を整備し、開発・製造を実施。



インターステラテクノロジズ株式会社



エネルギー・環境・リサイクル

使用済み二次電池からの希少金属回収プロセス開発（いわき市）

電気自動車(EV)の使用済み二次電池から、希少金属を効率的に分離・精製する実証を実施。



日本化学産業株式会社

このほか、**幅広い事業が対象となります**。まずはお気軽にご相談ください。

▶問い合わせ先

福島県企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進課

TEL : 024-521-7853 E-mail : fukushima_innov@pref.fukushima.lg.jp
URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innov-zeisei.html>





● イノベ税制

ベルグ福島(株) [川俣町]
(イノベ実用化補助金を活用)

インターステラテクノロジズ(株) [南相馬市]
(イノベ実用化補助金を活用)

OKUMA TECH(株) [大熊町]
(イノベ実用化補助金を活用)

● 企業立地促進税制

大熊ダイヤモンドデバイス(株) [大熊町]
(FTC・イノベ実用化補助金を活用)



特例の内容

● 避難対象雇用者等を雇用する場合

認定を受けた個人事業者または法人は、15市町村の雇用者等※または専門業務従事者※に対する給与等支給額の**15%（A類型）又は9%（B類型）を税額控除**
（認定を受けた日から5年間）

避難対象雇用者等を雇用



避難対象雇用者等
に対する給与等
×15%又は9%
（上限：税額の20%）

※ 15市町村対象雇用者等（A・B類型共通）

- H23.3.11において、15市町村内の事業所に勤務していた方又は居住していた方

※ 専門業務従事者（A類型のみ）

- 新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに従事する方

税額控除

納税額

当初の税額

● 設備投資を行う場合

認定を受けた個人事業者または法人が、新産業創出等推進事業の用に供する機械・装置、器具・備品※及び建物等を取得した際の**特別償却**または**税額控除**
※器具・備品はA類型のみ

対象資産	特別償却 / 税額控除	
	A類型	B類型
機械・装置	即時 / 15%	45% / 14%
器具・備品	即時 / 15%	
建物、構築物	25% / 8%	23% / 7%

※ **申請により、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免も可能**

● 開発研究用資産への投資を行う場合（A類型のみ）

認定を受けた個人事業者または法人が、開発研究用資産の**即時償却**に加え、当該即時償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして**税額控除**

（注）上記「避難対象雇用者等を雇用する場合」と「設備投資を行う場合」の税額控除は選択適用。

福島特措法に基づく課税の特例のイメージ（イノベ税制の場合）

I 国税（法人税）

モデル例

- 県内法人【製造業】（資本金1億円以下）
- 所得金額 800万円
- 3千万円の建物を新築
- 避難対象雇用者への給与等 500万円

当初の税額(5年)

600万円

納める税額(5年)

391.5万円

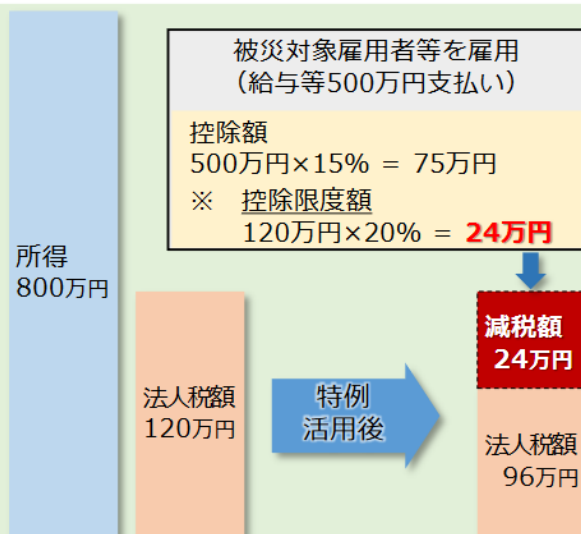
軽減額

5年最大 **208.5万円** の軽減

※ 1年目にC, 2～5年目にAを選択した場合

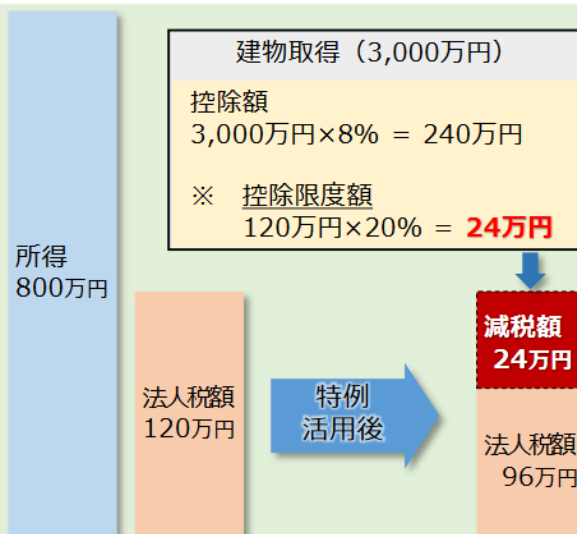
特例の内容別軽減額（A、B、Cから選択適用）※ 1年目にAを選択、2年目にB又はCを選択することは可

A 雇用税額控除



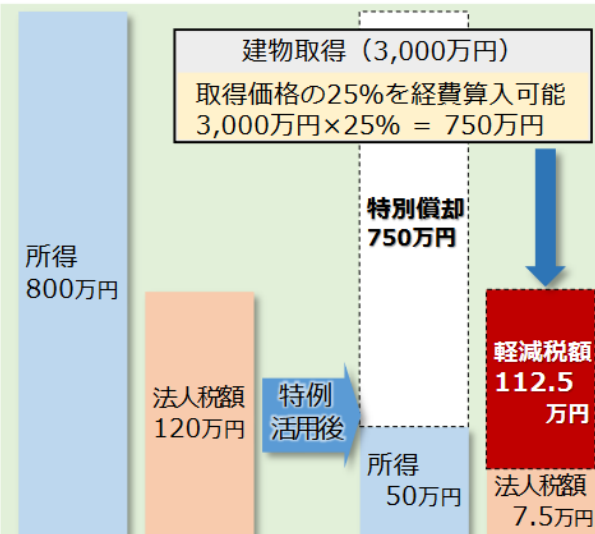
5年間継続控除可能
= 5年間**最大120万円**の減税

B 投資税額控除



控除限度額（24万円）を超えた額は4年間繰り越し可能 = 5年間**最大120万円**の減税

C 特別償却



※ 便宜上、毎年所得額が変わらないものとして算出

福島特措法に基づく課税の特例のイメージ（イノベ税制の場合）

II 地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）

モデル例

- 県内法人【製造業】（資本金1億円以下）
- 所得金額 800万円
- 評価額 3千万円の建物を新築
- 対象施設の従業員25名
（法人全体の従業員50名）

当初の税額(5年)

506万円

納める税額(5年)

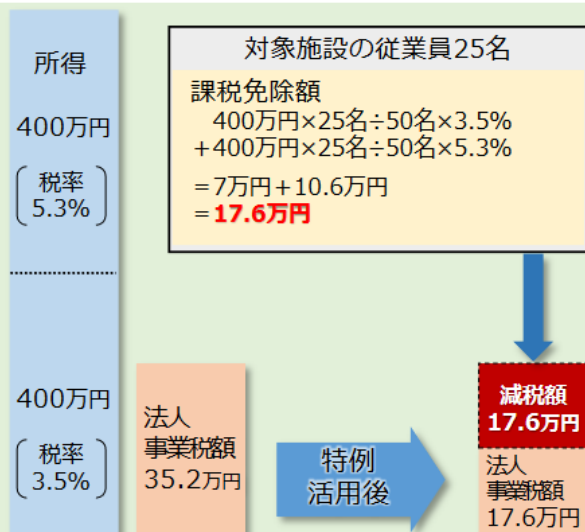
88万円

軽減額

5年最大 **418万円** の軽減

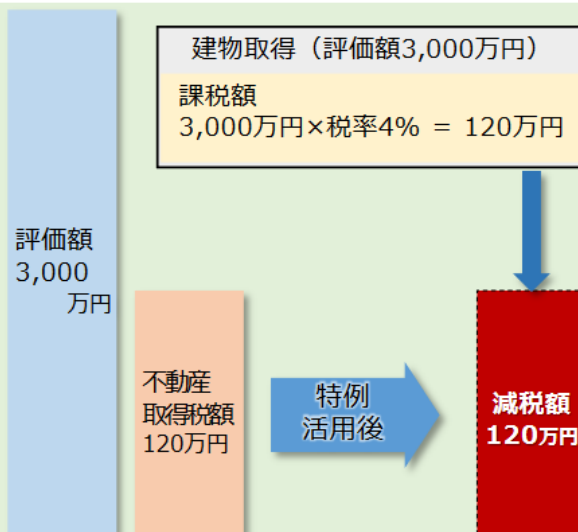
税目別軽減額（全ての税目の軽減が可能）

A 法人事業税



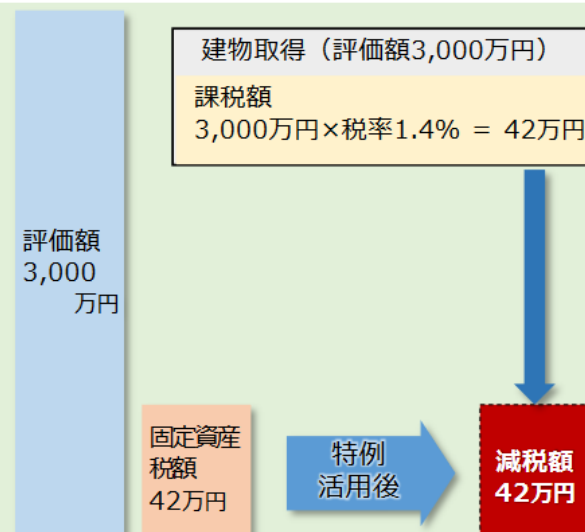
5年間継続控除可能
= 5年間 **最大88万円** の減税

B 不動産取得税



課税額全額が課税免除
= **120万円** の減税

C 固定資産税



課税額全額が課税免除 5年間継続控除可能

※ 便宜上、毎年所得額及び評価額が変わらないものとして算出



▶ イノベ地域で事業を開始した経緯

- 元々イノベ地域内に事業所があり、その事業所が手狭になったことから、近隣に**新しくできた工業団地**に新事業所を建てることになりました。
- 東日本大震災の被災地の復興を推進**する事業への共感、そして補助金も受けられるということもあり、福島県に工場建設を決定しました。
- 従来より、福島県浜通り地域は**航空宇宙分野のモノづくりの技術**が蓄積されており、ロケットの電子・機構部品と親和性が高いと判断しました。また、**福島ロボットテストフィールド**などの**試験環境が整備**されていることから進出しました。
- 陸上養殖を事業として拡大するにあたり、最善の地域と判断。将来的には**地域の課題解決に貢献できる**という想いでスタートしました。

▶ イノベ税制の効果

- 当社の大きい投資に対し、補助金の活用はもちろんですが、イノベ税制の5年間の継続的な税額控除や即時償却等は、**企業活動にとって非常に効果的**でした。
- 制度の適用により、将来的な**資金計画を立てやすくなった**と感じています。
- 税制優遇は、**キャッシュフローを改善**する効果があります。そのため、我々のような資金力に乏しい中小企業にとって、**設備投資を進めるうえで大きな後押し**になります。
- 本制度の活用により、**不動産取得税と固定資産税を免除でき、製造体制強化と研究開発を加速**する機会を得ることができました。
- 新規事業の負担軽減**につながりました。

▶ イノベ税制を活用したきっかけ

- 地域復興実用化開発等促進事業に採択された際に、実用化を促進する様々なサポート事業を紹介して頂き、イノベ税制がその中でも**特に必要としていた制度**と思い、利用しました。
- 新規設備の導入に伴い、固定資産税の負担が増加することが見込まれていましたが、イノベ税制により軽減措置が受けられることを県から案内いただき、**投資負担の平準化に資する制度**であると判断し、活用を決めました。
- 新たな事業として、航空自衛隊航空機が装備している射出座席の維持整備事業を行うこととなり、工場建設の過程で、**地元自治体の職員の方からイノベ税制の紹介**を受けました。

▶ イノベ税制を活用した感想

- 地元自治体の皆さんには、制度の紹介から申請、認定後の対応まで、**多くのご支援をいただきました**。
- 申請手続きに当たっては、地方振興局企画商工部の担当者をはじめとする関係各位に丁寧に対応していただいたため、特に**苦労はありませんでした**。
- 事業を実施するなかで、研究開発から実用化を進め、さらに大規模な事業化まで進めるためにはイノベ税制は**必要不可欠な制度だと感じました**。
- 制度の手続きが明確で、県からの案内も丁寧であったため、**安心して申請を進めることができました**。設備投資を検討する際の重要な選択肢として有用な制度であると感じています。



●ホームページもぜひご覧ください

県イノベ税制HPでは、対象業種や対象区域等を確認できるほか、手続き方法や申請書の記載例を掲載しております。ぜひいちどご確認ください。

▶福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置(イノベ税制)について
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innov-zeisei.html>



●福島イノベ倶楽部のご案内

福島イノベ倶楽部では、構想の着実な推進のため、賛同をいただいた幅広い分野の事業者等による、研修会や視察会などの異業種交流を行っています。ご入会について、ぜひ併せてご検討ください。



福島イノベ倶楽部紹介ページ(福島県 HP)

福島イノベ倶楽部



福島イノベ倶楽部